

保険料の不払を理由とする保険契約の解除と遡及効の有無

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9225

二、保険料の不払を理由とする保険契約の 解除と遡及効の有無

保 住 昭 一

火災保険料請求控訴事件

(福岡高裁昭和三年(ネ)第一六五号昭和33・12・26判例(第一審)
福岡地裁小倉支部) 下級裁判所民事裁判例集九卷二二六七五頁)

〔事実〕

X火災海上保険株式会社(原告・被控訴人)は、昭和二九年二月二五日に旅館を經營するY(被告・控訴人)との間に、Y所有の木造瓦葺モルタル塗込住宅店舗一棟延坪二六一坪五合、家財、家具、什器、衣類、家具その他一式および營業用什器類一式を保險の目的とし、保險金額一五〇〇万円、保險期間を右同日午後四時以降昭和三〇年一月二五日午後四時まで一年間、保險料一九万五〇〇〇円と定めた火災保險契約を締結した。その際Yの希望によつてXは右保險料の支払を契約締結の日から三ヶ月間猶予をしたが、この猶予期間内にYが保險料の支払をしなかつたので、Xは、昭和三〇年七月二五日まで保險料を支払うよう催告し、もし右期日までに支払わなかつたときは本件火災保險契約を解除する旨の通知をしたが、Yは右期日までに保險料を支払わなかつた。したがつて、右期日の経過により本件火災保險契約は解除されるところとなつた。そこでXはYに対し、契約締結の日から解除の日までの既経過保險料一

四万六二五〇円、および訴状送達の日である昭和三〇年八月二六日から完済に至るまで年六分の割合による遅延損害金の支払を求める訴を提起した。一審はXの請求を認容したが、Yはこれを不服として控訴した。

控訴審における当事者双方の主張は、本件保険契約の解除には遡及効を生ずるか否かの点にあるが、この点でXは、「本件保険契約の解除はYの保険料不払を原因として民法第五四一条の規定に従い出したものであるが、右解除は将来に向つてのみその効力を生ずるものである。保険契約の解除について、商法は告知義務違反の場合の第六四四条・第六四五条、加入者の責に帰すべからざる危険の変更・増加の場合の第六五七条において、いずれも解除は将来に向つてのみその効力を生ずるものと規定している。したがつて、これらの規定の趣旨および保険契約の性質に鑑み保険契約者の保険料不払を原因とする保険契約の解除の効力は、将来に向つてのみ生ずるものと解しなければならぬ」と主張し、これに対しYは、「Xのなした本件保険契約の解除は民法第五四一条によりなされたものであつて、右契約は既往に遡つて消滅したものである。本件のような場合の解除の効果については、保険約款にはなら規定されていぬ。けだし、かような場合に保険者は保険期間中といえども発生した損害については填補責任を負わぬから」(本件火災保険普通保険約款二条上は「保険期間が始まりたる後といえども保険料額取前に生じたる損害は当会社これを填補する責に任せず」と定めてゐる。)、解除による効果として保険料返還の問題の生ずる余地がないからである。もし本件のような場合に解除により保険者が既経過保険料を請求しうるものとすれば、保険者は発生した損害について責任を負わないにもかかわらず、一方において保険料を不当に利得するという不合理な結果を生ずる。したがつて、保険料不払を理由とする保険契約解除の場合には、保険約款ないし商法になら規定がない以上、その解除の効果については民法第五四一条以下の規定にしたがつて解決するより外なく、民法の原則にしたがい既往に遡つてその効力を生ずるものと解しなければならぬ」と争つた。

控訴審は、Yの控訴を認めて原判決を取消し、つぎのような理由でXの請求を棄却した。

一 保険契約者が保険料の支払を遅滞し、保険者がこれを理由として保険契約を解除した場合における右解除の効力については、本件火災保険普通保険約款並びに商法に特にこれに関する規定を設けていない。」そして例えば「いわゆる告知義務違反の場合において商法第六四五条第一項は、解除は将来に向つてのみその効力を生ずる旨規定しているが、右は告知義務制度の設けられた趣旨に基因するものであり、保険者が破産の宣告を受けた場合における解除の効力に関する同法第六五一条および保険期間中危険が保険契約者または被保険者の責に帰すべからざる事由によつて著しく変更または増加した場合における解除の効力に関する同法第六五七条にも、解除は将来に向つてのみその効力を生ずる旨規定しているが、これらはいずれも各条所定の事由の発生した場合、解除に至るまでの従前の契約関係を特に消滅せしめることを必要としないがために設けられた規定である。したがつて、これらの規定を本件のような保険料不払を原因とする解除の効力に類推して適用することはできない。」しかし、「右保険約款第二条第二項には『保険期間が始まりたる後といえども保険料領収前に生じたる損害は当会社これを填補する責に任ぜず』と規定し、保険料の支払があるまで保険者の責任が開始しない旨を定めている。したがつて、かように保険料の支払をもつて保険者の保険責任開始の要件とすることを保険契約の一条項とし、保険契約者の保険料不払を事由として保険契約を解除した場合には、保険者は保険責任を負担しないまま保険契約を解除したものであるから、右解除は遡及効を生じ、これにより契約の効力は遡及的に消滅するものと解するを相当とする。したがつて、本件保険契約はXのした前記解除の意思表示により遡及的にその効力が消滅し、Xは既経過期間に対する保険料の支払を請求しえないものといわなければならない。」

〔批評〕 判旨の結論には賛成しかねる。

保険は、偶然な事故の発生による経済生活の不安定を除去軽減するという点に、制度の本質的目的があることはいうまでもないところであるが、その目的を実現する方法として法律的には、契約という法形式がとられる。したがって、保険契約が契約である以上、商法に規定のない事項については民法の一般原則にしたがわねばならないことはもちろんである。契約の一方当事者である保険契約者に履行遅滞があれば、保険者はその履行を求め、かつ遅滞による損害賠償を請求しうる。また、履行遅滞を理由として契約を解除することもできる。しかし、これらの一般原則を保険契約に適用するためには、保険契約の性質、とくにその有償かつ双務契約的性質を分析して、一般原則の適用を吟味してみなければならぬ。

まず、契約の一方当事者である保険契約者の負担する保険料支払の債務は、他方当事者である保険者の給付とどんな関係に立っているかが問題である。この点では、従来から議論の多いところであつて、学説も分れている。しかし、保険者は保険事故発生による損害を填補すべきことを引受けることによつて(商六二九、（参照））、被保険者の経済生活の不安を除去軽減する。この保険者の損害填補の引受は、保険制度の本質的内容を有する一つの経済的給付といふべきであつて、これを危険負担というが、保険契約者の支払う保険料は、この危険負担に対する経済的な対価である。そしてこの保険者の危険負担は、法的には不確定な保険金債務の負担という形で現われる。すなわち、保険事故の発生と損害の発生をといわば条件した債務負担である。そして保険者の危険負担は(したがつて不確定保)、保険事故の発生により一定の条件(損害の発生と損、（損害の発生と損、（書算定の基準）)にしたがつた保険金債務として確定する。このように保険者の危険負担と保険契約者の保険料債務とは、経済的に有償関係であるために、機能的には相互に条件づけられる関係にあり、保険金債務と保険料債務とは、相互に対立する関係にある双務契約であるといわれている。

このように保険契約における保険料債務は、不確定な保険金債務、すなわち危険負担の対価であり、他方、一定の

条件にしたがつた保険金債務と相互に対立する給付の關係として把握しうる。したがつて、本件の事案のように保険契約の解除に遡及効を認めうるか否かは、保険料の対価である保険者の不確定な保険金債務そのものの存否によつて定まるものと解しなければならぬ。すなわち、保険料債務が遡及的に消滅するということは、不確定な保険金債務そのものが不存在である場合に限るべきである。したがつて、不確定な保険金債務そのものが有効に存続した以上、通常の場合には、保険料債務の遡及的消滅は生じない。(本判旨が指示している商六四五条一・六五一条・六五七条などはその通。例であり保険事故の発生なく保険期間を満了した場合もまたそうである。)

ところで本件のように、保険契約者が保険料の支払について履行遅滞におちいり、保険者が民法所定の解除をなした場合、その効果として保険料債務が遡及的に消滅するとするならば、ここでもまた、保険者の不確定な保険金債務が不存在でなければならぬ。本件の場合、不確定な保険金債務が有効に存在したであらうか。ここで問題となるのは、本件火災保険普通保険約款第二条第二項の定めである。このような約款は、今日における保険実務上の通例であり、保険者の責任開始を保険料の支払にかからしめ、逆にいうと保険料の支払を事実上強制するために設けられている定めである。この種の約款については、一般にはつぎのような意味が与えられている。すなわち「元来双務契約の一種である保険契約においては、契約者は保険料支払の義務を負い、保険者は損害填補の義務を負うことは当然である。然るに保険者は保険期間の開始と同時に損害填補義務の履行を約し何時にでも填補の責に任ずる準備を整えているに反し、保険契約者が保険料の支払または提供をしない場合は、民法第五三三条の同時履行の抗弁の原則に基づき、填補義務の履行を拒みうるものと考えらる」と(石田「火災普通保険約款」損害。しかし、双務契約の同時履行の抗弁に関する民法の規定は、両債務が現在それぞれ履行期にあることを前提とした規定である。保険料債務に対立する保険者の保険金債務は、保険事故発生前には確定もせず、かつ履行期も到来しない、したがつて、民法の同時履行の抗弁に関する右規定は、保険事故発生以前には適用の余地はないこととなる。かように考えてくると「保険期間が始まりたる後

といえども保険料領取前に生じたる損害は当会社これを填補する責に任ぜず」という定めは、給付反対給付均等の原則をより実効化するため、保険制度の技術的構造から設けられた規定だといふことができよう（大森「保険契約の法的構造」五三頁以下参照）。すなわち、保険者の危険負担は保険料の蓄積によつてのみ技術的に可能であるから、保険料の支払は、保険者の危険負担の要件である。したがつて、ここで明らかのように、保険料の不払は、保険者の責任、すなわち、不確定な保険金債務発生の要件を欠くこととなり、保険者の危険負担は存在しないといふ結論にならざるをえない。この点について本判旨が「保険者は保険責任を負担しないまま保険契約を解除したものであるから、右解除は適及効を生じ」、したがつて、保険料債務も適及的に消滅するとした結論は、その限りで正当である。

しかし問題は、本件事案においては解決したことにはならない。本件保険契約では、保険者が契約締結の日から三ヶ月間保険料の支払を猶予したという事実が認定されている。保険料支払の猶予と右約款第二条第二項とは、一体いかなる関係となるであろうか。この保険料支払の猶予が右約款第二条第二項の特約を排除する趣旨であるとするならば、契約成立の日から保険者の危険負担は始まつたこととなり、一旦危険負担をした以上、保険期間中に契約が解除されたにしても保険料不可分の原則により、保険者は少くとも既経過保険料の請求をなしうることとなる。これと反対に右約款第二条第二項は保険制度の経済的特質から認められる要請であり、当事者間の単なる合意によつては排除しえないと解するならば、保険者は、保険料支払の猶予をなしたにも拘らず、依然として危険を負担しなかつたこととなり、契約の解除により保険料債務は適及的に消滅することとなる。しかし、保険料支払の猶予という合意は、保険料の蓄積なしには危険負担が不可能だといふ保険の技術的仕組みからくる保険者の不利益を忍受することに、合理的な意味があるものと解するよりほかにように思われる。けだし、そうでなければ猶予の合意は全く無意味なこととならざるをえないからである。したがつて、本件においては保険者と保険契約者との間に約款第二条第一項の

規定の適用を排除する合意があつたものと解すべく、契約締結の日から保険者は危険負担を始めたのであるから、少くとも解除の日までの既経過保険料の権利を失わないものと解すべきである。この点で本判旨の結論には賛成しがた
い。

なお、仮に保険料支払の猶予の事実が右約款の適用を排除しないものとして、保険者はまだ危険を負担せず、したがつて、保険契約の解除により保険料債務が遡及的に消滅すると考えた場合、商法第六五四条の反対解釈により保険者はなお保険料に対する権利を失わないとする見解がある(本件に対する伊沢教授の解「積」判例論一九号参照)。しかし、逆に保険契約者または被保険者の行為によつて、危険が生じなくなつた場合であつても、保険者の責任開始前である限り、商法第六五四条と同一の結論を認めることができるのであつて、右の伊沢教授の見解には賛成しがたい。